

児童虐待防止推進月間

いちはやく

189 知らせて守る子どもたちの未来

虐待に関する相談は全国的に増加していて、子どもの命が奪われる事件も後を絶ちません。虐待はどの家庭にも起こり得る問題です。地域全体で目配り・気配りをして子どもたちを守りましょう。

児童虐待とは

虐待は子どもの健やかな成長に影響を及ぼします。主なものとして次のような行為があります。

身体的虐待：たたく、蹴る、首を絞める、激しく揺さぶる、熱湯や冷水を浴びせるなど
ネグレクト：食事を与えない、学

校に行かせない、病院に連れて行かない、他者による虐待の放置など

心理的虐待：暴言、きょうだい間の差別、無視、家族への暴力を見せるなど

性的虐待：子どもにわいせつな行為をする・させる・見せるなど

虐待のサインを見逃さないで

いつも子どもの泣き叫ぶ声がする、夜遅くまで子どもが家の外にいる、不自然な傷があるなど、虐待のサインは日常の中に表れています。

虐待かどうか判断できない場合でも、その可能性があったら、ためらわずに通告してください。あなたのその「気付き」が子どもの命を救うきっかけになるかもしれません。

通告は匿名で行うことができ、報告者や通告内容に関する秘密は厳守されます。

地域社会の一人一人が児童虐待防止の意識を持ち、子どもやその親からのサインを見逃さないことが大切です。

通告窓口 子ども110番

日時 月・金曜日 午前8時30分

午後5時15分

電話番号 23・5110(子育て支援課)

児童相談所全国共通ダイヤル

日時 24時間年中無休

電話番号 1189

一人で悩んでいませんか

「子どもといるとイライラしてしまう」「自分の子どもなのにかわいいと思えない」など、育児に不安を感じたことはありませんか。子育てのストレスが、時に子どもへの虐待の引き金になることもあります。一人で抱え込まず、誰かに話を聞いてもらいましょう。

相談窓口

家庭児童相談室

日時 月・金曜日 午前9時～午後

4時

電話番号 20・1538(子育て支援課)

子ども家庭110番

日時 毎日 午前8時30分～午後

8時

電話番号 043・252・11

知っていますか 主任児童委員

52(県中央児童相談所)

主任児童委員は、民生委員・市役所・学校などと連携し、子どもの見守りや悩み相談などを行う地域の相談役です。

相談に関する秘密は厳守されますので、一人で抱え込む前に連絡してください。

自分の住んでいる地域の主任児童委員は、社会福祉課(☎20・1536)で確認できます。

※くわしくは子育て支援課(☎20・1538)へ。

子どもたちへ

「家族からたたかれる」「食事の用意や洗濯をしてもらえない」「学校に行かせてもらえない」といったことはありませんか。苦しいと思ったら、電話をかけてください。あなたを守ってくれる大人がいます。

子ども110番

日時=月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
電話番号=23-5110

チャイルドライン

日時=月～土曜日 午後4時～9時
電話番号=☎0120-99-7777

子どもの人権110番

日時=月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
電話番号=☎0120-007-110

児童相談所全国共通ダイヤル

日時=いつでも
電話番号=189

